

固定資産に関する現所有者の申告について

登記簿等に所有者として登記または登録されている方が亡くなられた場合、民法の規定により相続人の共有に属します。

亡くなられた方が所有されていた土地・建物につき、相続登記や未登記家屋の所有者変更届が提出されていない場合には、相続人等の現所有者が納税義務者となります。

令和2年度の税制改正により、松本市市税条例が改正され、その現所有者に対し氏名、住所等の事項を記載した申告書「固定資産現所有者申告書」の提出が必要となりました。

申告書提出の翌年度から、その申告者を納税義務者として固定資産税を課税することになります。

<<提出にあたっての注意事項>>

1 添付書類について

(1) 遺産分割協議書

既に遺産分割協議がお済みの場合、遺産分割協議書の写しを添付しご提出ください。

(2) 遺言書

遺言書に基づいて相続される場合、遺言書の写しを添付しご提出ください。

(3) 裁判所の決定

裁判所の審判に基づいて相続される場合、その事実が判る書類の写しを添付しご提出ください。

※いずれの場合も、添付書類が無い状態でご提出されたものは、書類不備として不受理とさせていただきます。

2 相続放棄について

(1) 既に相続放棄のお手続きを家庭裁判所で済ませている場合は、相続放棄申述受理通知書の写しか、相続放棄申述受理証明書の写しのご提出をお願いします。

(2) 相続放棄していたとしても、上記書類の提出がない場合、法定相続人の1人とみなされますので、ご了承ください。

～根拠法令～

○民法 第898条

相続人が複数あるときは、相続財産は、その共有に属する。

○地方税法 第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

○松本市市税条例 第68条の3

現所有者(地方税法第384条の3に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項